

# 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)

## 制度の特徴

事業再生計画の策定及び金融機関会議の開催が必要となりますが、一定の保証率かつ最長15年の長期借換が可能な制度です。

対 象 者	保証制度要綱に記載しているいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	15年以内
据 置 期 間	1年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	一般 0.80% 同額借換、特別小口 1.00%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)